

第十回 参議院建設委員会會議録 第二十二号

昭和二十六年五月二十八日(月曜日)午後二時十九分開会

本日の會議に付した事件

○土地收用法案(岩沢忠恭君外六名発議)

○土地收用法施行法案(岩沢忠恭君外六名発議)

○北上川開発法案(川村松助君外八名発議)

○河川道路都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査の件

(調査報告書に関する件)

○繼續調査承認要求に関する件

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(小林英三君) 只今から委員会を開会いたします。

土地收用法案について岡田第三部長に逐條説明をお願いいたします。速記をとめて……。

午後二時二十分速記中止

午後三時速記開始

○委員長(小林英三君) 速記を始め……。それでは三十分間休憩をいたします。

午後三時一分休憩

午後三時三十八分開会

○委員長(小林英三君) 休憩前に引き続きまして、建設委員会を再開いたします。土地收用法案の質疑を続行いたします。第八章から。

○法制局参事(岡田武彦君) 第八章、收用又は使用に関する特別手続につきまして御説明申し上げます。

第一節は收用委員会の調停に関する規定でございます。この第一節は全部新しい制度でございます。調停と

いう制度を設けたのでございます。第八十八條の調停の申立に関する規定でございますが、当事者同士が協議を開始し、又は裁決を申請した後にござい

ても、協議の成立があるとか、又は四十八條第一項の規定によりまして裁決があるまでは、起業者はいつでもすべての土地所有者及び関係人の同意を得

て、收用委員会に調停の申立をすることができるとございまして。これが第八十八條の規定でございます。次に第九九條は、調停委員に関する規定でございます。調停委員は三人で組織するものでありまして、その調停委員は、收用委員会の委員のうちから收用委員

会の会長が命ずることになつております。但し第九九條第四項にございまして、三人のうち二人は、收用委員会の委員でない者で、ここにござい

ますように、起業者が推薦する者、土地所有者及び関係人が推薦する者を以て命ずることができるとござい

ます。以下はこの委員会の會議に関する手続の規定でございます。第九十條は、調停の手続は公開しないというこ

とを原則に謳つておられるわけでありませう。第九十一條、これは意見の聴取に

関する規定でございます。百十二條、

これはいよいよ最後の調停案の作成及び勧告に関する規定でございます。調停委員は全委員の一致を以ちまして、調停案を作成して、これを起業者及び土地所有者、関係人に示し、相当と認める期限を付して、その受諾を勧告しなければならぬことに

相成つております。第九十三條は、調停案の受諾に関する規定でございます。これを受諾したときは、調停書を作成いたしまして、署名押印して

調停委員に提出することに相成つております。百十四條は、調停申立の却下及び取下に関する規定でございます。説明は省略いたします。第九十五條は、調停の効力に関する規定でございます。調停の効力は、かようにいたしまして調停書がございまして、書面を調停委員が受理いたしますときは、この法律の適用によりましては、第四十條によりまして

この協議が成立したものとみなすのでございまして。以上が第一節、調停制度に関する規定でございます。

次に、第二節は協議の確認に関する制度を設けておるのであります。これも全く新しい規定でございます。第九十六條、協議の確認の申請に関する規定でございます。起業者と土地所有者及び関係人の全員との間におきまして協議が成立いたしましたときは、起業者は土地細目の公告があつた日から一年以内に限りまして、当該土地所有者及び関係人の同意を得まして、当該土地の所在する都道府県の收用委

員会に協議の確認を申請することができるとございまして。この場合に、土地申請書の記載事項を第三項に掲げてあるわけでございまして。それから第九十七條、これは協議確認申請書の欠陥の補正に関する規定でございます。先だつて御説明申上げましたところの第九十九條の規定を準用いたしまして、欠陥の補正を行う場合の規定を置いておるわけでありませう。第九十八條、協議の確認に関する規定であります。收用委員会は確認申請書を受理いたしました場合にございましては、市町村別にこの当該市町村に關係のある部分の写を当該市町村に送付いたすわけでございませう。そうして市町村はこれを受取りました旨を公告し、公告があつた日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなればならぬのでございませう。この縦覧期間内におきまして、利害關係人は收用委員会に異議の申立てができることになつております。收用委員会は第五項にございませうが、收用委員会は確認の申請が法令の規定に違反せず、又前項の規定による異議申立がなく、或いは又異議の申立てがあつた場合におきまして、その異議の申立が同項の規定に違反し、若しくは理由のないことが明らかであり、且つ協議の内容が第七章、と申しますのは、收用又は使用の効果に関する規定でございますが、その規定に適合いたしませんときは確認をしなければならぬのでございませう。それから第九十九條でござい

ますが、これは確認を拒否する場合の規定でございます。これは條件のない場合におきましては、これは拒否しなければならぬという規定でございます。第九十條、その確認処分的方式及び確認書の送達でございます。これはいろいろと書いてございませうけれども、確認いたしました場合、若しくは拒否いたしました場合におきましては、文書を以ていたすことを書いてあります。第九十一條は、確認の効果に関する規定でございます。その確認がございましては、この法律の適用につきましては、四十八條第一項の規定によりましては、四十八條第一項の規定が適用されるものと見込まれるのであります。この場合におきまして、起業者、土地所有者及び関係人は協議の成立及び内容を争うことができないのでございませう。以上が第二節の協議の確認に関する規定でございます。

次に、第三節、緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用、第九十二條は、非常災害の際の土地の使用に関する規定でございます。起業者は非常災害に際しましては、公共の安全を保持するために、緊急に施行する必要がある場合があります。これは、これは特別の規定でありまして、この場合におきましては、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間につきまして、当該市町村の許可を受けまして、直ちに他人の土地を使用することができるといふ規定でございます。これは特別の規定で

ございまして、これにつきましては十分私権を尊重いたしますように、例えば第二項におきましては「前項の規定によつて使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するために必要かつやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。」、「こういふふうの使用の方法等につきまして制限を設けておるのであります。次に第二百二十三條は、緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用に関する規定でございます。現状のように非常災害ではありませんで、起業者は裁決の申請をいたしておきます場合にございまして、緊急に施行する必要がある場合にございましては、裁決が遅延することによつて事業の施行が遅延して、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞れがありますときは、起業者の申立によりまして、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で許可することができるのでございまして、この場合につきましては、二項以下におきまして、例えば第二項におきましては「前項の規定による使用の期間は、六月とする。」と限定いたしておきまして、且つこの「使用の許可の期間の更新は、行うことができない。」というふうな規定を設けました。その他私権のほうについて十分留意いたしまして、各項目に規定を設けておるわけでございます。次に百二十四條は、この非常災害の際の土地の使用と、緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用、この二つの條文の規定によりまして、使用いたしました場合に、土地の損失の補償につきまして規定を

設けておるのでございます。ここに第一項にございまして、起業者は、非常災害の場合の土地の使用の許可を受けた場合におきましては、又緊急に施行する必要がある場合の使用の許可を受けました場合におきましては、その使用の期間が満了した場合、若しくは第二百二十三條の第五項の規定によりまして、使用の許可が失効した場合におきましては、土地を使用することによつて生ずる損失を補償しなければならぬというふうな書かれてあるわけでございます。そしてこの場合におきまして、損失の補償は使用の時期の価格によつて算定しなければならぬということに相成つております。第二項におきましては、この場合におきまして、補償の裁決に関する規定を準用いたしておるわけでございます。以上でございます。

○田中一君 百十八條の三行目の「市町村別に当該市町村に關係のある部分の写」というのは、その收用される、何と言いますか、細目にですね、それを全部殊更に村なら村単位でその写を配ると、そういうわけですね、全体のものは要らないけれども、その部分だけを送ると、こういうわけですか。  
○説明員(高田賢造君) その通りでございます。

○田中一君 第三節の百二十三條ですが、「緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用」とありますが、このおしまいのところに「起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で、直ちに、当該土地を使用すること」を許可することができる。」とありますが、その担保というのは物ですか、金銭ですか。又その担保の量は、誰が算定するのですか、担保物件は何ですか。  
○説明員(高田賢造君) この場合の担保につきましては、第六項にございまして、第八十三條第四項から第七項までの規定をこゝで準用いたしておきまして、その規定、八十三條のところにございまして、金銭又は有価証券、又その額は收用委員会が相当と認める額でございまして。  
○田中一君 その第二項の「前項の規定による使用の期間は、六月とする。使用の許可の期間の更新は、行うことができない。」この場合、使用方法を適用する收用委員会がその使用を決定したならば、そのままあとに継続することができるといふ意味で、臨時措置はできないという意味ですか。  
○説明員(高田賢造君) これは常に期間の更新を認めない趣旨でありまして、ただその後におきまして、使用期間、使用の許可をいたしました後に、あとで裁決があるわけでございますが、その裁決がありましたら、その裁決六カ月以内において裁決があり、その裁決に切替をしまして、この使用の許可は、新しい本裁決がありましたらあつた失効するわけでございます。そのことが第五項に記載してあるわけでございます。

○田中一君 實質的には六カ月以上もこの臨時措置更新もできなければ、裁決によれば、必要な期間まで続けられるという意味に解釈してよろしいですね。  
○説明員(高田賢造君) 本裁決で切替わるならば、本裁決のあつた事後は全部本裁決の法律の効力によりまして進めて行くわけでございます。併しながら百二十三條の第一項による使用といふものは、これは一回限りでありまして、而も六カ月来れば、あとでそれまでに裁決がその間になかつた場合にも、当然それは終つてしまふ。  
○田中一君 ですから結局六カ月以内には必ずその起業者が絶対に必要なものだという場合には確認されることになるわけですね、それが常態なので、よう、實際は……。  
○説明員(高田賢造君) それが常態でございます。

○田中一君 この四項に「起業者は、第一項の場合において」と言いますから、この土地所有者及び關係人の請求があつた場合に、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならぬ。これは「自己の見積つた損失補償」といふのは初めて出た言葉ですが、どういふことを意味するのですか。  
○説明員(高田賢造君) この使用の許可の際には、第一項終りの方に書いてございまして、必ず担保が付いて来るわけでございます。普通の考え方をとつておきます以上は、補償額を支払わなくともよろしい、四項の補償額を支払わなくともよろしいという規定さへあるわけですが、特にこの四項を設けて、その場合でも一応の見積額を払わなければならぬといふふうな拡張をして、土地所有者及び關係人の保護を図つたのでございまして。

○田中一君 それはこの起業者の自己の見積つた損失補償額という意味ですね、これが一方的に、このあとの項にあるかも知らんが、自己の見積つた損失補償額というものに異議があつた場合に、何かどつかに正しい方向に持つて行くことはあるのですか、何かありませんか。  
○説明員(高田賢造君) これは法律の上で申しますと、これについて異議がございまして、訴えを提起する途が開かれております。併しこの場合の補償の支払い義務と申しますのは、類例で申しますと、九十五條の第二項にございまして、……間違ひました三項でございます。三項とまあ類例が同じようでありまして、一応自己の見積額を払い渡すといふ三項の規定がございまして、これと趣旨において同じでございます。これと同じでございます。殊に百二十三條の場合には、本来それに相応すべきこの補償の担保を付けております。一般原則に従いますと、使用の場合の支払は事後払いが通常原則でございます。それをその場合、特に起業者に負担をかけたとして、逆に申しますと、土地所有者、關係人の便宜を図つたのでございまして、殊更にわざわざこの規定を設けた次第であります。一応見積額としてあるのであります。

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

○田中一君 見積額は結構なんです、起業者が見積つた額をそこに一方的に設けたのは……。  
○説明員(高田賢造君) それはもう少し敷衍いたしますと、この短期の六カ月間の使用の場合には、補償を事前払いに補償いたしますといふことは、法律技術上も困難でございますし、通例他の立法例もそうでございますが、事後払いとか、或いは長期の場合には、土地收用法の原則に基きまして、同時に行こうといふことについて定めてお

るわけでありませう。併しながら百二十五條にもございますように、普通の場合の補償がございませうときには、先ず緊急の場合でございませうので、一応使用させまして、争いがあるときには担保その他で補償をいたしまして、あとではつきりこれをきめるといふシステムをとらざるを得ない。又そういうふうにして、必ずしも不都合ではないわけでございます。従いまして事後払いの原則をこの百二十三條の例にとりましても不都合はないのであります。併しながら、なお丁寧に考えまして、起業者が自発的にこの自分の見積つた額が有ります以上は、それは義務としてこれを払うようにいたした規定で、非常に親切にわざ／＼書いてあるものであります。一般原則は使用の場合には、すべて事後払いが建前であります。

○田中一君 いや結構です。

○委員長(小林英三君) 次は第九章に移ります。

○説明員(岡田武彦君) 第九章、手数料及び費用の負担に関する規定でございます。第百二十五條は手数料に関する規定でありまして、これは現行法にない新しい規定であります。ここにございませうように、事業の認定を申請する場合とか、収用、使用又は損失の補償の裁決を申請するとか、この條文に書いてあります場合におきましては、建設大臣又は都道府県知事によつて処分機関が違つておりますので、当該処分を行いますところの機関、即ち国又は都道府県に一万円をこえない範囲において政令で定める額の手数料を納めなければならぬということになつております。次に百二十六條、これ

は鑑定人等の旅費及び手当の負担に関する規定でございます。まして、鑑定人とか、参考人の旅費及び手当は起業者の負担とするという規定でございます。これは現行法に類似の規定がございませう。第百二十七條から百二十八條、この二つの條文は、手続の費用、義務の履行費その他の費用の負担、徴收等に關する規定でございます。第百二十七條は、起業者、土地所有者及び関係人がこの法律又はこの法律に基く命令に規定する手続その他の行為をし、又は義務を履行するために要する費用は、それ／＼の者がみずから負担するといふ規定でございます。百二十八條、これは市町村長が、先ほど御説明申し上げました第九十九條によりまして、土地若しくは物件の引渡しとか、物件の移転の代行等をいたします場合に要しました費用を徴收する場合に、どういふふうにして徴收するかという、費用の負担に關する規定を書いたわけでございます。

○田中一君 これは別に問題ございませう。ただ一つ前のほうですね、一つちよつと私質問するのを忘れたのであります。委員、いいですか。

○委員長(小林英三君) はい、よろしくございませう。

○田中一君 この調停委員でございませうが、調停委員というのは、結局委員三名の中から選ぶというのですが、この場合に収用委員である者が調停委員になれるわけですが、その調停委員といふものの身分とか、収用委員と調停委員といふものの区別、それからその収用委員は法律的に定められるのであります。調停委員といふものは調停てやる一つの、何と言いますか、行為

をするということにとどまるのか、どういふことで質問したらいいかわからんけれども、収用委員とは身分上全然異なつておられますね、収用委員である者が調停委員になれるが、収用委員の権限、決定というものと、調停委員はおのずから調停に違いないのですね、調停委員といふものを殊更に作らないでも、収用委員の三名が調停の役割を果せば、それでいいのじやないかと思つたのです。改めて調停委員といふものが生れたといふことの、調停委員法とか何とかいうものがあるけれども、若し調停委員といふものを置かなければならぬ必要があつて置くのですか。そのところが……。収用委員の三名が、そういう場合には調停の責任するとか、何とかいふようなことではないのじやないかと思つた、どういふことですか。

○政府委員(遊江操一君) 立案いたしました者の考え方といたしましては、お説のように、調停委員はそのまま収用委員がそういう権限を行えば、それでもよろしいわけですね。この調停委員制度は、要するに規定を置きましたゆゑんは、當事者の気持をできるだけ尊重してやるということでありませう。そういふ点を加味いたしました。當事者のうちから或る程度調停委員を出したいという希望があれば、それも参考にしたい。そのためわざ／＼第四項を置いてございまして、起業者が推薦する者或いは利害関係人の推薦する者といふものも範疇に入れるという仕組みをとつております。これは要するに當事者の或る程度の気持を付度してやること、むしろ調停の趣旨を全

うさせるゆゑんじやないか、こういうことは必ずしも調停委員だけにこだわらない、収用委員だけにこだわらないといふつもりでございませう。

○田中一君 収用委員と調停委員との身分上のウエイトはどうなんですか。何と言いますか、どちらが……、調停委員の決定に収用委員は服さなければならぬとか、そうすると、収用委員の權威といふものはなくなつてしまふ。収用委員といふのは、今局長がおつしやつたように、双方の妥當なる点を示すわけでありませう。それでもなお紛争があるという場合に、調停委員との比較、調停委員といふものと収用委員といふものと、どちらのほうにウエイトがあるか。

○説明員(高田賢造君) この収用委員の調停の制度が生れましたのは、収用委員の本来的な手続でございませう。余りにも形式がやかましく、或る程度強制的な効力を持ちますので、相当厳格な法律的手続を進めなければならぬわけでありませう。併しこの調停はそういうむづかしい法律的手続にこだわらずに、できるだけその當事者の意思が十分入るような、調停案そのものの中に當事者の両方の意見が入りますような、もつと簡易な調停手続といふものを一応用意して置く必要がある、これをここに掲げました調停制度が生れたゆゑんでございまして、むづかしい法律上の効力とか或いは法律上の手続といふものは、ここに御覽下さいませう。相運用の妙を發揮いたしまして、両方の當事者の意向を調停委員でうまうまとめて、まるく収めるところに本来の収用手続と全然性質

が違つてございませう。調停委員を設けましたのは、飽くまでまるく収めるところからいたしまして、工夫した規定でございませう。

○田中一君 第五十條ですね、「収用委員会は、審理の途中において、何時でも、起業者、土地所有者及び関係人に、和解を勧めることができる」とありますが、この和解と調停の解釈はどうですか。

○説明員(高田賢造君) 五十條の和解のほうは、収用の手続の中に入りましてから、而も入りまして後において委員会が開始した、その規定の中におきましての和解でございませう。この調停のほうは、収用手続の中に入りませう前の段階で、或いはその外での話合ひでまとめるという一つのところを狙つたわけでございます。

○田中一君 収用委員が調停委員になつては、収用委員の和解ですね。それから調停委員の中に収用委員以外の者から入れるという根拠は、お説のように、理窟を言わずに話を進めて行こうといふ趣旨からわかりませう。この場合には、この委員外の二名の者は収用委員としての資格を持つのですか。八章の第一節の収用委員の調停、その場合には、入つた場合には、収用委員としての資格をその調停の機関が持つのですか、持たないのですか。

○説明員(高田賢造君) 第一節の見出しが収用委員会とございませうのは、たまたまここに百九條の第五項にございませう。この調停委員の委員長の資格は収用委員の委員の中から選ばれた者が入りまして、収用法のむづかしい手続でございませうけれども、或る

三

意味におきまして、收用委員会の委員がそこに入りまして、そこでお世話をするという意味におきまして、收用委員会という名前を使つてごさいます。併しながら手続はこれはやはり御心配のように、收用手続とは別個の離れた手続でございます。

○田中一君 そうすると、これはこの委員外の二人の者は調停委員になれ、それは收用委員としての資格はないのです。

○説明員(高田賢造君) この場合、收用法の收用手続の中の收用委員とは違うのでございます。

○委員長(小林英三君) ほかに御意見がないならば、第十章に移ります。訴願及び訴訟。

○法制局参事(岡田武彦君) 第十章訴願及び訴訟について御説明申し上げます。第二百二十九條は、訴願に関する規定でございます。第一項は、都道府県知事がいたしました事業の認定に對しまして、利害關係を有する者が、この当該事業の認定について不服があるときは、建設大臣に訴願することと規定されております。これは新しい規定であります。第二項は現行法とございまして、收用委員会の裁決に對して不服がある者は、建設大臣に訴願することができるといふ規定でございます。第三百十條、訴願の裁決に關する規定、この場合、訴願がございました場合にございましては、建設大臣はこの事業の認定が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、事業の認定の全部又は一部を取消し、又は変更する裁決をすることができるといふ規定でございます。それから收用委員会の裁決に對する不服の訴願があ

つた場合におきましては、その裁決が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は原裁決の全部又は一部を取消し、又は変更する裁決をすることができるといふ規定でございます。第三項以下は、それに伴う手続規定が書いてあるのでございます。第三十一條、これは建設大臣が訴願に對しまして裁決いたしますときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならないという規定でございます。第三百三十二條、訴訟、これは現行法と殆んど類似の規定でございます。百三十三條、これも現行法と同様、類似の規定でございます。百三十四條も現行法と同様でございます。

○委員長(小林英三君) 御質疑がなければ、十一章に移りたいと存じます。御異議ございませんか。

○田中一君 土地調整委員会ですね。これは何故土地調整委員の意見を聞かなければならないのですか。

○政府委員(濵江操一君) この間説明いたしました。

○委員長(小林英三君) それでは第十一章に移ります。雑則。

○法制局参事(岡田武彦君) 第十一章雑則でございます。第三百三十五條は、期間の計算方法及び書類の送達の方法の規定でございます。現行法に類似の規定でございますので、説明を省略させていただきます。百三十六條、これは代理人に關する規定でございます。この規定は新しい規定でございます。この法律に基きまして、起業者とか、土地所有者がいろいろな行為をいたします場合に於いて、弁護士その他適当な者を代理人とすることができるといふ規定でございます。第三百三

十七條、秘密を守る義務、これは收用委員会の委員、予備委員及び調停委員の委員は、職務上知り得た秘密を漏らすはならないという規定でございます。次に百三十八條でございますが、これは総則にございまして、総則の第五條におきましては、所有権以外の權利に對しての收用又は使用、第六條におきましては、立木、建物その他土地に定着する物件に關する收用、使用、第七條は、土石、砂礫を收用する場合の規定が総則にあるのでございますが、これにつきまして、この百三十八條におきまして、総則からずつと第十章までの間におきまして準用することを必要とする規定を掲げておるのでございまして。なお又この場合に準用しにくいような文句もございまして、この條文におきまして、読替の規定をすつと詳細に規定しておるわけでありまして。これによりまして、土地以外の權利とか、立木、建物その他土地に定着する物件、それから土石、砂礫の收用又は使用ができるようになっておるわけでありまして。それから百三十九條、土石、砂礫を收用する場合の効果の特例に關する規定であります。これは土石、砂礫の性質上特例を設ける必要があるものでございまして、土石、砂礫を收用する場合におきましては、起業者は收用の時期におきまして、当該土石、砂礫を採取する権利を取得し、当該土石、砂礫の属する土地に關するその他の權利は、その採取に支障を及ぼす限度におきまして行使することができないのでございます。第四百四條、これは地方公共団体に關する規定でありまして、この法律には随所に市町村とか、市町村長という文言が出て

参りますけれども、これにつきましては、東京都の区とか、地方自治法によりまして五大都市における区とかというものに読替る規定を置いておるわけでありまして。

○小川久義君 次に進めて頂きたい。

○委員長(小林英三君) それでは第十章に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○法制局参事(岡田武彦君) 罰則について御説明申し上げます。第四百一一條以下百四十六條までは、この法律の規定に違反した場合の罰則に關する規定でございます。現行法は古いために、罰金等につきまして、相当修正する必要がありますので、現下の經濟情勢と睨み合せまして、又他の刑罰法令とも権衡を失しないように勘案いたしまして、この罰則に關する章を設けた次第であります。

○委員長(小林英三君) 御質疑がなければ、土地收用法案の質疑を終えまして、土地收用法案を議題にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林英三君) それでは土地收用法案を議題に供します。簡單なる説明を請ひます。

○法制局参事(岡田武彦君) 土地收用法案は、現行土地收用法から新法に移ります場合にございまして、この経過的規定を設けておるのでござい

先ず第一條は、ここに書いてあります通りでございます。土地收用法を廢止するわけでありまして、それから第二條から第八條までは、旧法から新法に切替る場合の経過的規定を設けておるのでございます。それから第九條に移りますが、第九條は罰則の適用につきましては、新法施行後もなお従前の例によるという規定でございます。それから第十條から最後の條文でございます。第二十四條までは、土地收用法の全文改正に伴ひまして、現行法と條文が變つて参りましたので、他の法律で以ていろいろと土地收用法を適用しております場合についての調整を図る規定でございます。

以上簡單でございますが、土地收用法施行法の御説明を申し上げます。

○小川久義君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。それでは両法案を一括して



又私どものほうの財政的な制約を受け  
て思うに任せなかつたのであります。  
その際我々といたしまして考えました  
のは、大體三通りの案を考えたのであ  
ります。一つの案といたしましては、  
この宮城県と岩手県で一種の県連合の  
水利組合のような、いわゆる県水利組  
合のような総合水利組合を作つて、そ  
うしてこれを法律の規定に基いて固か  
ら強力なる補助を受けて、それによつ  
てこの問題の解決に資したらどうかと  
いう案であります。ところがこの案は  
いわゆる自治体であるところの宮城県  
及び岩手県の連合で、その連合となる  
ところのこの岩手、宮城の財政力とい  
うものは、先ほど申し上げました通り、  
極めて貧困でありまして、このいわゆ  
る文な財の者が集まつたところで、な  
かなか財政的な目度が付かん。而して  
て、この前の説明にも申し上げました通  
り、この総合計画を遂行いたしますに  
は、約九百億の資金を要するのであり  
ます。約九百億の資金を要するのであ  
る連合会という形式では、この目的が  
達成し得ないし、且つ又両県のみを目  
的とするという事になれば、いわゆ  
る憲法上と言う住民の投票というよう  
な制約等もあつて、この案もなか／＼  
むずかしいのではないかと、いふふう  
に考へて、結論に到達しておらなかつた  
のであります。第二案は、いわゆる港  
灣法の規定のうちにあります一種の  
公法人のような考へ方で、その公法人  
によつて岩手、宮城を緊密に結んで、  
その公法人を中核としたしまして、こ  
れらの事業を完成させたらという考へ  
方でありまして、而しながら、この公法  
人も今申上げました通り、資金の調達  
その他におきまして、重大なる障害が

あり、果してそれらの公法人を以て、  
これが完璧が期し得るかどうかとい  
うような点が相当論議になりまして、結  
論までに到達しない、その折に利根川  
につきましては、先般参議院におい  
て通過いたしましたあの利根川開発法案  
というものの御提出があり、而もあの  
構想は、いわゆる国の力と地方の力と  
を渾然一体たる形において統合し、そ  
れによつて総合的なこの計画というも  
のを協力に推進しようという一つの態  
勢を作るといふ狙いに相成つたのであ  
ります。従つて北上川といつたしまし  
て、ここにかねて我々といつたしまし  
て、研究に研究を重ねて、そうしてな  
い智慧を絞りに絞つたこれらの案を提  
げまして、そうして北上川開発法案と  
いうものを今回お手許に御審議を頂  
き、そうしてかねて我々百五十万の北  
上川を中心とするその住民が、日夜念  
願しておるこの問題というものが、日  
に当たり、こういふのが本案の趣旨  
でございます。従つて本案につきまし  
ては、この地図で御覧になるように、  
岩手、宮城を総合し、北上川の水系を  
中心にして、そうして一にはこれの治  
山、治水というものを完璧にするのと共  
に、昔は大體石巻から盛岡の近所まで  
水運の便があつたのであります。これ  
は芭蕉の奥の細道等を御覧になればお  
わかりの通り、帆かけ船を以て運航し  
ておつたのであります。荒廢に荒廢  
を重ねたところの現状では、所々に水  
運を阻害するやうな場所等もあつた  
ので、従つていわゆる利水方面につい  
ても、十分これを考慮し、且つ又その治  
山、治水の根本となるところの問題  
は、従来単に堰堤の築造といつたところ

に重点が置いてあつたのであります。  
けれども、これでは到底問題の解決に  
はならないのであります。と申します  
のは、昭和二十二年の九月の災害で、  
一関がいわゆる日本でも珍らしいよう  
な惨状を呈して、死傷者だけでも五百  
人を出したといふやうな状況でござい  
まして、非常な問題になつたのであり  
ます。が、要するに当時の北上川とい  
うのは、大體宮城県と岩手県の境で、  
五千五百立方の水を流す、こういうよ  
うな計画であつたのであります。そこ  
ろがこのカザリ台風の時ときには、約  
四百五十立方という未だ曾つて記録に  
ないところの雨量があると共に、その  
水量におきまして、約九千立方メー  
ターの水が流れたといふやうな、誠に  
驚異的な水であつたのであります。従  
つて従来計画を根本的に改革しなけ  
ればならぬ。このためには岩手県の上  
流におきまして、約五つのダムを作り  
まして、そのダムの築造によつて、約  
二立方メートルぐらいの水を洪水量  
の場合においては調整する、且つ又一  
部には遊水地帯といふものを設けまし  
て、そうしていわゆる大の虫を生かす  
ために小の虫を殺すといふやうな建前  
から、洪水のひどい場合においては、そ  
その田、畑を犠牲にいたしまして、そ  
こを遊水にするといふやうな案も併用  
いたしました。そうしてこの曾つて記  
録された九千立方メートルの水を  
何とか調整しようといふやうな考へが  
基礎になり、そのためにはこのダムの  
築造といふことが先づ大きく岩手県の  
場合においては取上げられたのであり  
ます。同じように宮城県においても、  
約二カ所においてダムを築造する、こ  
の結果、そのダムの築造の結果、これ

にもございまして、発電が可能とな  
り、その発電を基礎にして、又立遅れ  
ておるところの農業の改革となり、或  
いは又その一方におきましては、いわ  
ゆるこの北上川水系の治山、治水の完  
璧によりまして、今まで遊水地帯であ  
り、或いは水害地であるといふやうな  
ものが、或いは灌漑の便を得、或いは  
又排水の便を得て耕地の改良に相成り  
まして、そうしてこれらを総合いたし  
ますれば、約八十万石の食糧が両県下  
において増産するといふ結論に相成つ  
たものであります。なおそれに関連い  
たしまして、この地図でも御覧になる  
ように、根本は最近における山の荒廢  
でもございまして、一方において  
はいわゆる造林計画を強力に推し  
進め、或いは治山砂防であるとかとい  
ふやうな面も併用いたしまして、そう  
してここに完璧を期したいといふのが  
この法案の狙いでありまして、従事、と  
も申すれば、いわゆる治水は治水、治  
山は治山、利水は利水、或いは発電計  
画は発電計画、或いは又耕地造成は農  
林省において耕地造成といふやうな工  
合に、そこに総合的な有機性がなけれ  
ばなりません。一例を申上げますれ  
ば、宮城県の場合で仙北地方におい  
て、昔の旧藩時代においては約十幾つ  
かの遊水地帯がございました。そうし  
て自然的な調整を以て、これらの洪水  
の解決に當つておつたやうな考へが  
あります。ところが最近における食糧の増産  
の解決に當つておつたやうな問題か  
ら、この遊水地帯といふものを殆んど  
千拓いたしましたのであります。例え  
ば一  
六千町歩の沼が宮城県にあるのであり

ますが、その六千町歩も殆んど千拓を  
完了した、こういう状況になつてお  
る。そこには約六百戸の農民が入つて  
おるのであります。ところがこの品  
井沼のごときも、この五カ年間に三  
回水害に見舞われて、根本的にその農  
業経営が覆えされ、而も滞水期間が約  
三十日以上に亘つておるといふやうな  
状態です。これは要するに千拓事業と、  
それに伴うところの排水並びに一方に  
おける治山、治水といふやうなもの  
の計画が総合しておりませんものです  
から、要する治水計画なり、それらに  
対すべきいわゆる土木事業が完成しな  
いうちに、農業のほうの千拓事業が進  
捗し、それによつて米を植えるほうを  
先にやつた、その結果はマツチしない  
ところの治水が破れまして、五年のう  
ちに三度も水に見舞われるといふやう  
な例が各所にあるのであります。そう  
いふやうな点から見ますれば、どうし  
てもこの法案を御通過頂きます、そ  
うしてこれらの事業がいわゆる渾然一  
体となつて総合され、そうしてそれ  
によつてこの両県下を百年の安きに置  
きたいというものが、今回この法案を通  
じまして、両県民の希つておるところ  
でございます。どうぞ委員各位におかれ  
ましては、この両県下、いわゆる日本  
にもかくのごとき、数年の間に何回も  
洪水に見舞われ、而もその規模の大き  
く、滞水期間が長く、而も困窮のどん  
底にあるといふやうなものは他にない  
のであります。そういう両県下の実態  
を十分御認識下さいまして、この案に  
対してできるだけ早く御審議をお願い  
いたしますことをお願い申上げる次第  
でございます。

なおあとに御質問があれば、幸い両

県の土木部長並びに宮城県からは企画局長が来ておりますので、御質問にお答えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小川久義君 折角地元からお願いになつてゐるのだし、速記をとめて、懇談の形で伺つたらどうかと思ひますが、さようお取計らいを願ひます。

○委員長(小林英三君) 速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め……。なおこの際お諮りしたいことがございます。参議院議長に對しまして、繼續調査要求書を出したいと思ひますが、ちよつと専門員に読ませます。

○専門員(武井篤君) 繼續調査要求書の案でございます。

一、調査事件

河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に關する調査。

一、理由

本委員会は目下右に關する調査を進めてゐるが、本調査は、その対象が広汎多岐にわたり、且つ、尙年度諸計画並びに事業に關して、その施策を十分検討する必要があり、これを中断することは調査上大の不利、不便を招来するので、閉会中においても繼續して調査を行いたい。

右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する

昭和二十六年五月 日

建設委員長 小林 英三

参議院議長 佐藤尙武殿

○委員長(小林英三君) 繼續調査要求

書を出すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林英三君) なお調査未了報告書を提出したいと思ひますが、その内容は委員長に御一任願うことにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小林英三君) 次は、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 只今議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と法案の概要を御説明申し上げます。

御存じのごとく、住宅金融公庫は、昨年五月住宅金融公庫法に基き設立され、翌六月より業務を開始しております。併し当時予期せられなかつた朝鮮動乱勃発の結果、建築資材の値上り、従つて建設費の高騰が著しく、ために現行の融資条件のままでは、公庫から住宅の建設資金を借り受ける一般の人口にとつて過重なる負担となり、公庫本来の目的を達することが困難な状況と相成つたのであります。本法案におきましては、貸付限度の引上げと、償還期間の延長等、実情に即した融資条件の緩和を図り、以て比較的所得の少い一般大衆に對し、公庫の利用を可能にせんとしてあるのであります。

ます。なお都市における防火の重要性に鑑み耐火構造、又は簡易耐火構造の住宅につきましては、貸付限度の特段の引上げを行い、その建設を助成することにいたしてあります。

次に、融資の対象となります住宅の面積は、従来十八坪を限度としておりましたが、戦後五年を経過いたしました今日、本格的復興に備へるため、この範囲を僅ではあります但し、このほかに更に改善したい点も相当残されておるのであります。諸種の事情によりまして、一度に改革することが困難であり、漸進的に改革することを行ふべきものといたしまして、今日は必要最小限の、以上の点にとどめた次第でございます。

なお、附則において規定いたしました通り、貸付率の引上げと貸付対象の拡大とは、本年七月一日以降において、住宅金融公庫で申込を受けたものに適用いたしますが、これは事務的の混乱を避けるために過去に遡及することをいたさなかつたのであります。但し、償還期間の延長のみは、場合によつては過去に受付けたのに對し、適用し得ることとし、実情に應じて負担の軽減をなし得る途を開いておる次第であります。

以上誠に簡単であります。要旨を御説明申上げた次第であります。よろしく御審議の上、速かに可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(小林英三君) 本案につきましては、質疑は明日に譲りまして、本日はこれで散会いたします。

午後五時六分散会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君  
理事 岩崎正三郎君  
赤木 正雄君  
小川 久義君  
委員 島津 忠彦君  
平井 太郎君  
深水 六郎君  
田中 一君  
三輪 貞治君  
徳川 宗敬君  
高橋進太郎君  
委員外議員 瀬戸山三男君  
衆議院議員 瀬江 操一君  
政府委員 建設省管理局長 武井 篤君  
事務局側 常任委員 武井 篤君  
常任委員 菊池 璋三君  
常任委員 会専門員 菊池 璋三君

法制局側 参事(第三部長) 岡田 武彦君  
説明員 建設省管理 局総務課長 高田 賢造君

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。  
一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(衆)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案  
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十条第一項を次のように改める。  
第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の戸当りの金額の限度は、左のとおりとする。

区 別	貸 付 金 の 限 度
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本條において同じ)又は土地若しくは借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本條において同じ)の八割に相当する金額
簡易耐火構造の住宅(外壁をコンクリート造、コンクリート、ブロック造、れんが造その他の耐火構造とした住宅又は主要構造部を金属板その他の不燃材料で造つた住宅をい	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額

う。以下同じ。又は耐火構造の住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二條第七号に規定する耐火構造の住宅をいう。以下同じ。）の建設並びにこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

2 前項に規定する住宅の構造について必要な技術的事項は、主務省令で定める。  
同條第三項を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「六十平方メートル」を「六十七平方メートル」に改め、同項を同條第三項とし、同條

第四項中「前項」を「同項」に改める。  
第二十一條第一項及び第二項を次のように改める。  
第十七條第一項又は第二項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間は、左のとおりとする。

区 別	償還期間
木造の住宅又は木骨防火造の住宅の建設及びこれらに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十八年以内
簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内
耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	三十五年以内

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附 則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。但し、この法律施行前に住宅金融公庫が資金の貸付をし又は貸付の申込を受理したものであるについては、償還期間については、この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一條の規定を適用し、その他の事項については、なお従前の例による。

昭和二十六年六月十二日印刷

昭和二十六年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷片